

【コンソーシアム実施体制】

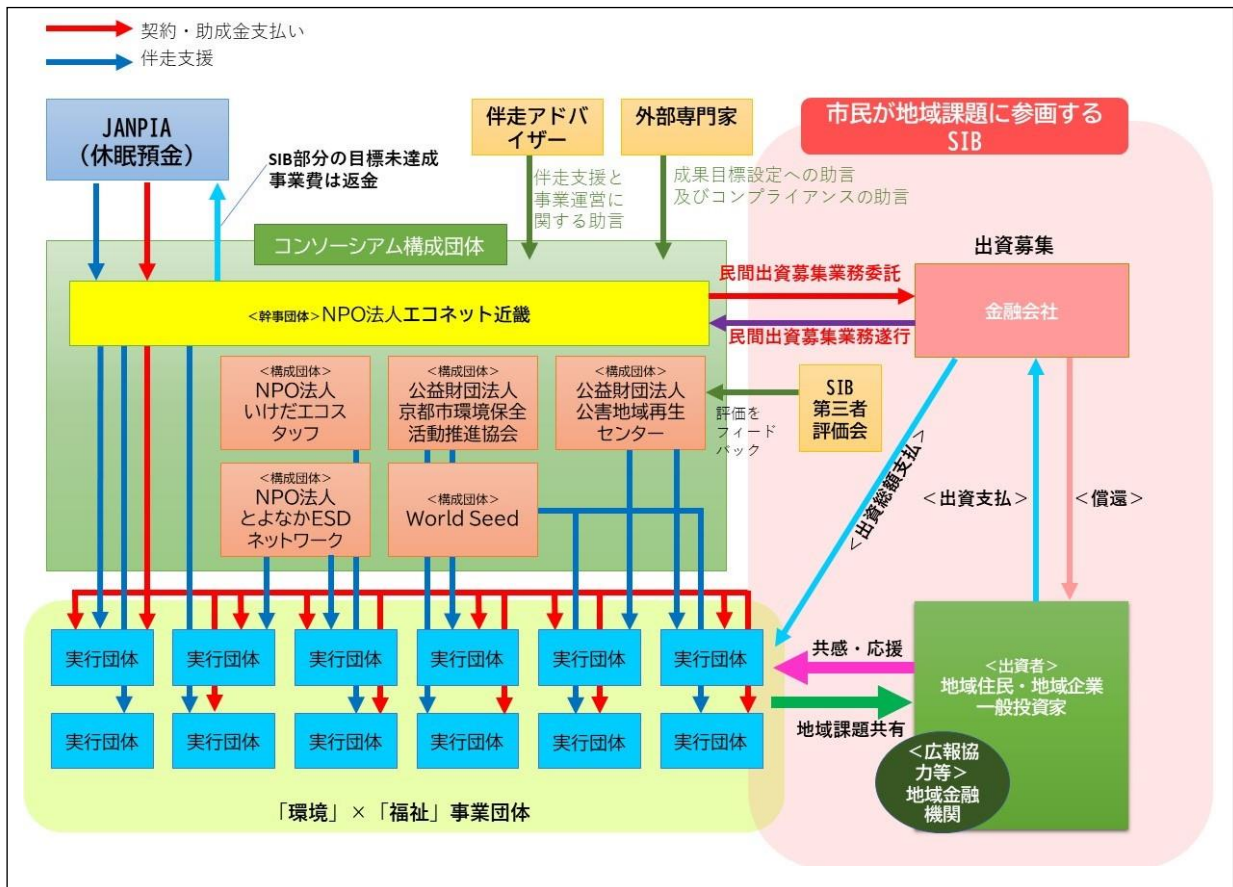
事業名：福祉×環境連携で創るウェルビーイング社会

自然と関わる居場所・役割創りで社会的弱者が主体的になる社会へ

1. コンソーシアムを組成する目的

構成団体は近畿圏において、環境問題の調査・研究、政策提言、環境教育、イベント企画、市民活動の相談業務や人材育成等を担ってきた環境に強みを持つ中間支援組織です。公害問題への取り組み・当該地域の再生支援、3R運動や環境学習、温暖化防止活動の交流・拠点運営、市民活動相談業務や情報交流支援、ネットワーク構築、ESD活動、セミナー運営などそれぞれに強みがあり、実行団体事業の特性に合わせた伴走ができる体制です。

2. コンソーシアムの体制図



【構成団体の主な役割】

◆エコネット近畿／幹事団体

全体管理、本事業の事務局（会議の準備、報告書作成、JANPIA への報告、連絡調整、事務手続き、広報計画、会計）、資金分配

近畿全体をフィールドとした環境中間支援組織として環境分野の市民活動支援（相談業務、情報交流会や各種セミナーの開催など）を行う団体。支援の一つとして助成金に関する情報提供や申請サポートに力を入れ、市民活動団体側の状況を助成する財団等と共有する場づくりを行うなど相互支援を行っていたことから、本コンソーシアムの中核とする。

◆いけだエコスタッフ／伴走支援

地域を持続可能にするための市民共同発電所運営（太陽光発電、小水力発電）、リユースショップの運営、商店街との連携、高齢者福祉事業、小学校等での環境学習に実績があり、関連する事業の伴走支援を担当。

◆京都市環境保全活動推進協会／伴走支援

自治会等の地縁組織と長年環境活動に取り組み、小学校区をはじめとする地域コミュニティとの連携、海外の地域コミュニティへのごみ問題支援などを行っており、コミュニティとの連携実績を活かして伴走支援を担当。

◆とよなかESDネットワーク／伴走支援

子供の居場所づくりに関する地域資源調査・研究、子育て支援、協働のまちづくり、教育プログラム開発、若者自立支援に知見を有し、関連する事業の伴走支援を担当。

◆公害地域再生センター（あおぞら財団）／伴走支援

公害問題に苦しんだ地域の再生に取り組み、市民の健康・福祉増進や人権啓発活動、公害経験を伝える資料館運営も行うまちづくり団体。近年は障がい者の健康づくり、バイオエネルギー（菜の花プロジェクト）事業など多様な事業を手掛け、それらを活かして伴走支援を担当。

◆World Seed／伴走支援

企業、行政と連携し、テーマを横断してまちづくり活動に取り組んでいる。現在、環境省の「地域循環共生圏プラットフォーム事業」（大阪府八尾市）事務局、大阪市天神祭りごみゼロ大作戦の事務局などを務めている。企業の協賛、学生のボランティア・まちづくり活動体験、多様なステークホルダー伴走支援を担当。

3. ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）を活用する目的とスケジュール

目的：地域課題の解決に取り組む公益的活動をその地域住民・企業が自ら支える方法として、ボランティアや寄付以外の方法があることを知ってもらい、自らの意志で社会課題へ投資を行うことが、自らのまちのありたい未来づくりに参画する意味があると伝えることです。

今回の申請事業では、実行団体事業の成果目標の一部をSIBを活用したプログラムで実施するよう振り分けます。そのため、SIBの成果目標を実行団体が自ら作成するための支援も伴走支援で行います。その支援にあたっては、環境・福祉分野、協働、ソーシャルビジネス支援等の専門家のアドバイスも得ながら進めます。

■スケジュール（案）

	資金分配団体（コンソーシアム）	実行団体		金融会社 （SIB出資募集業務）	
		前期SIB（6団体）	後期SIB（6団体）		
2月	2021,2022年度助成金入金				
2022年度	6月～7月	公募 7月末採択団体決定	採択決定		
	8月上旬		2022年度事業費（50%）入金		
		「評価ワークショップ」開催	具体的な活動・アウトプット・アウトカムを事業計画に落とし込む際、SIBを活用する部分を決める		
	8月中旬		事業開始		
	10月	※金融会社へ委託金全額支払い	SIB研修		助成金より委託費受け取り
			2022年度事業費（50%）入金		
2023年度	3月		SIB実施準備 （成果目標作成等）	SIB研修	
			2023年度事業費（100%）入金		
	4月	2023年度助成金入金			
	5月		出資呼びかけ活動	SIB実施準備 （成果目標作成等）	前期SIB団体事業出資募集
	6月				
	7月		SIB出資総額入金		前期SIB団体へ出資金振込
			SIB部分の事業を開始		
2024年度	9月～			出資呼びかけ活動	後期SIB団体事業出資募集
	10月				
	11月			SIB出資総額入金	後期SIB団体へ出資金振込
	12月			SIB部分の事業を開始	
	3月		2024年度事業費（100%）入金		

		資金分配団体（コンソーシアム）	実行団体		金融会社 （SIB出資募集業務）
			前期SIB（6団体）	後期SIB（6団体）	
2024年度	4月	2024年度助成金入金			
		※900万円がSIB事業の原資			
	7月				
	12月		SIB部分の事業終了		
	1月～	SIB第三者評価会	（助成事業全体は1月末まで）		
	2月	※金融会社へ評価達成事業費振込	各地域でSIB地域報告会 （成果目標達成度を報告）		評価達成SIB事業費 （助成金より）入金
	3月	※SIB部分未達成事業の助成額返金			出資者へ償還

コンソーシアムに関する誓約書

2021年 11月 30日

一般財団法人日本民間公益活動連携機構 殿

特定非営利活動法人近畿環境市民活動相互支

略称：NPO 法人エコネット近

理事長 久 隆浩

公益財団法人京都市環境保全活動推進協会

理事長 新川 達郎 印

公益財団法人公害地域再生センター

愛称：あおぞら財団

理事長 村松 昭夫

特定非営利活動法人いけだエコスタッフ

理事長 庄田 佳保里 印

特定非営利活動法人とよなかESD ネットワ

理事長 畑 直樹

World Seed

代表理事 岡見 厚

我々、コンソーシアムに参加する全ての構成団体（以下、「構成団体」という）は、特定非営利活動法人近畿環境市民活動相互支援センター（NPO 法人エコネット近畿）以下、「幹事団体」という）が資金分配団体としての助成の申請を行うに際し、申請事業を実施するためにコンソーシアムを組成し、下記のとおり誓約します。

なお、この誓約に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。また、下記3に記載した誓約書等の内容については、相違ないことを申し添えます。

記

1. 構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結までの間にコンソーシアム協定書を締結します。
2. 本誓約書にて誓約をした構成団体について、申請締め切り後、構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。
3. 構成団体が申請に際して確認した事項等
 - (1) 欠格事由に関する誓約書（別紙1）
 - (2) 業務に関する確認書（別紙2）※要記載項目あり
 - (3) 情報公開同意書（別紙3）

欠格事由に関する誓約書

構成団体は、下記1から4のいずれにも該当しないことを確認し、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）」第17条第3項に掲げる団体で、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
 - (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。（以下（5）において同じ。）
 - (5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
2. 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
3. 指定活用団体の指定、資金分配団体の選定若しくは実行団体の選定を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から3年を経過しない団体
4. 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
 - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
 - (2) 「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）」の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

※注意点

上記事項を団体において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。

業務に関する確認書

構成団体は、幹事団体が資金分配団体としての助成の申請を行うに際し、一般財団法人日本民間公益活動連携機構が行う助成対象事業に関して、下記のとおり確認します。

記

1. 幹事団体が資金分配団体に選定された後、構成団体の役員について、以下の要件に該当し、助成対象事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
 - (1) 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと（監事についても同様）。
 - (2) 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと（監事についても同様）。
2. 構成団体は、幹事団体が資金分配団体に選定された後において、社会的信用を維持する上でふさわしくない業務、又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある業務は行わないこと。
3. 構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は次のとおりである。

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
※2該当なし	※2該当なし	※2該当なし	※2該当なし

※1 申請の日の属する事業年度に、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとして行政機関から受けた指導、命令等（書面によるものに限る）に対する措置状況を記載してください。また、当該事業年度以前に受けたものでまだ改善がなされていないものも記載してください。

※2 該当がない場合には、「該当なし」と記載してください。

※注意点

幹事団体が資金分配団体に選定された後に、上記確認事項に反する事実が判明した場合には、虚偽の申請があったものとみなされる可能性がありますのでご注意ください。また、上記事項を団体において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。

情報公開同意書

構成団体は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構（以下「JANPIA」という）が行う助成対象事業に関してコンソーシアムとしての助成の申請を行うに際し、その選定結果の如何を問わず、本事業が「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（平成28年法律第101号）に基づき、この活動資金が国民の資産であることから、「情報公開の徹底」及び「本制度全体の透明性の確保」等が求められていることを、添付資料「選定結果・申請時提出書類の情報公開について」も一読の上理解し、下記についてJANPIAのウェブサイトで公開されることを同意いたします。

なお、申請書類の提出にあたってはJANPIAの個人情報保護に関する基本方針に同意します。

記

1 選定結果の公表

選定結果の公表時に、幹事団体によって提出された、「申請事業分類」、「事業名（主題・副題）」、「団体名」、「所在地」、「申請した事業の名称及び概要」、「代表者名」、「解決すべき社会課題」、「事業期間」、「決定助成額または申請助成額」、「審査コメント」及び「助成額の根拠（資金計画書、事業計画書、評価計画書）^{※1}」を公表すること。

2 申請時提出書類の公開

申請時提出書類（参考資料は除く）の公開時に、幹事団体によって提出された、「公募システムに直接入力する申請情報」、「公募システムに添付する申請書類（助成申請書、資金計画書、役員名簿、情報公開同意書、規程類必須項目確認書、申請書類チェックリスト、定款、登記事項証明書（全部事項証明書）、事業報告書（過去3年分）、決算報告書類（過去3年分）^{※2}、規程類）」を公開すること。

上記に加え、幹事団体によって提出された、「コンソーシアムの実施体制表、コンソーシアムに関する誓約書」、各構成団体の「規程類、規程類必須項目確認書、団体情報、役員名簿」を公開すること。

※1 選定団体のみ

※2 ソーシャルビジネス形成支援事業とイノベーション企画支援事業については、「決算報告書類（過去3年分）」は参考資料であり公開対象外

選定結果・申請時提出書類の情報公開について

1. 本資料の位置づけ

本資料は、『2021 年度「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づく資金分配団体の公募』における選定結果・申請時提出書類の情報公開について、公募要領を補足する資料です。「情報公開同意書」に同意いただく前に、必ずお読みください。

2. 情報公開の考え方

JANPIA では、公募要領で明示しているとおり、採択・不採択に関わらずすべての選定申請団体の選定結果及び申請時提出書類（参考資料は除く）の情報公開を JANPIA のウェブサイトで行います。これはこの活動の原資が国民の資産であることに鑑み、「国民への説明責任」を果たすため、「情報開示の徹底」「本制度全体の透明性の確保」等が求められていることに応じるものです。公募の申請に際しては、この考え方への同意を確認するため、「情報公開同意書」をご提出いただきます。

なお、情報公開にあたっては、書類の中にある個人情報や選定申請団体のアイデアやノウハウに係る部分について非公表とすること等により、選定申請団体の権利その他の正当な利益を損ねないように留意することとなっています。そのため JANPIA は、選定結果通知後、すべての選定申請団体宛に情報公開予定の書類データについて公募システムを通じて送信し、公開内容を確認していただいた上、申請時提出書類を公開する予定です。

3. 公開する情報について

(1) 選定結果の公表

選定結果の公表に際しては、申請された情報に基づき、表 1 の項目を JANPIA のウェブサイトにて公表する予定です。

表 1 「選定結果の公表」での公表予定項目

no	公開項目（予定）
1	申請事業分類
2	事業名 主題
3	事業名 副題
4	団体名
5	事業対象地域
6	代表者名
7	所在地
8	解決すべき社会課題
9	事業の概要（300 字以内）
10	事業期間
11	決定助成額または申請助成額
12	審査コメント
13	助成額の根拠（「資金計画書」「事業計画書」「評価計画書」） ※選定団体のみ

(2) 申請時提出書類（参考資料を除く）の公開

選定結果公表後、表2の項目をJANPIAのウェブサイトで開催する予定です。この公開にあたっては、事前にすべての選定申請団体(幹事団体)に情報公開予定の申請時提出書類について公募システムを用いて送信し、内容をご確認いただきます。

申請時提出書類については、皆さまにご確認いただく段階で「印影」と「個人情報」と判断される情報について、JANPIA事務局で非公開の加工を行う予定です。それに加えて正当な利益が損なわれると判断されるような非公開とすべき情報^{*1}がないか、ご確認をお願いします。また事務局で行った非公開加工が不要の場合は、合わせてご指摘下さい。

非公開の箇所についてご確認いただくプロセスを経て、団体の皆さまにご了解が得られた書類をJANPIAのウェブサイトで開催します。

表2「申請時提出書類の公開」で公開予定の資料

no	書類名
1	公募システムに直接入力する申請情報 [団体情報、担当者情報、事業計画、資金計画、欠格事由に関する誓約、業務に関する確認、個人情報保護に関する基本方針への同意]
2	助成申請書
3	資金計画書
4	役員名簿
5	情報公開同意書
6	申請書類チェックリスト
7	規程類必須項目確認書
8	定款
9	登記事項証明書（全部事項証明書）
10	事業報告書（過去3年分）
11	決算報告書類（過去3年分） ^{*2}
12	規程類

以上に加え、コンソーシアムで申請の場合	
13	コンソーシアムの実施体制表
14	コンソーシアムに関する誓約書
15	幹事団体以外の各構成団体についての「団体情報、規程類、規程類必須項目確認書、役員名簿」

※1 統計データなど、すでに一般公開されている情報は非公開とする情報の対象になりません。

※2 ソーシャルビジネス形成支援事業とイノベーション企画支援事業については、「決算報告書類（過去3年分）」は参考資料とし、公開対象外となります。